

平成 12 年 5 月 9 日

各 位

日本マスタートラスト信託銀行株式会社の営業開始について

三 菱 信 託 銀 行 株 式 会 社
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社
東 洋 信 託 銀 行 株 式 会 社
明 治 生 命 保 険 相 互 会 社
ド イ ツ 銀 行
日本マスタートラスト信託銀行株式会社

三菱信託銀行株式会社、日本生命保険相互会社、東洋信託銀行株式会社、明治生命保険相互会社、及びドイツ銀行は、ディーエムジー信託銀行株式会社の全株式を取得し、本日、日本マスタートラスト信託銀行株式会社として業務運営をしていくことに関し、金融監督庁長官から商号変更等の認可をいただき、営業を開始いたしました。

1. 会社概要

(1) 商号

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
The Master Trust Bank of Japan, Ltd.

(2) 資本金

20 億円 (本年 6 月までに 100 億円に増資予定)

(3) 株主構成

三菱信託銀行株式会社	43.5%
日本生命保険相互会社	33.5%
東洋信託銀行株式会社	10.0%
明治生命保険相互会社	10.0%
ドイツ銀行	3.0%

(4) 本店所在地

〒105-6791 東京都港区芝浦一丁目2番1号シーバンスN館9階
(JR浜松町駅徒歩7分)

(5) 役員構成

取締役社長 豊川 圭一(前三菱信託銀行株式会社専務取締役)
取締役副社長 島崎 正孝(前日本生命保険相互会社常任監査役)
ほか 取締役6名、監査役3名

(6) 役職員数

36名(うち常勤役職員31名)

2. 日本マスタートラスト信託銀行の事業ドメイン

日本マスタートラスト信託銀行は、資産管理ビジネスの領域において、「グローバルスタンダード」に基づく「最高水準」のサービスを「スピード感」を持って提供することにより、我が国を代表する「ナショナル・インフラ」を構築することを目指しています。

当面の事業展開は以下の業務を予定しております。

(1) 「日本版マスタートラスト」業務

有価証券の保管・決済、会計報告

資産の効率的な運用(有価証券貸付・余資運用等)

高付加価値情報の提供(パフォーマンス評価、運用モニタリング等)

(2) 有価証券の管理業務

生命保険会社の保有有価証券の管理

株主生保の顧客向け確定拠出型年金制度における資産管理機関業務

将来的には、上記業務以外の有価証券管理業務につきましても資産管理ビジネスとしての「シナジー効果」が見込まれる業務については積極的に対応していく所存です。

3. 事業プラン

(1) 「日本版マスタートラスト」業務

本年6月からオンライン情報サービス（情報統合サービス）を提供開始予定

- ・複数の管理機関に預託している資産の運用状況を取りまとめ、インターネットで24時間顧客に情報提供
- ・運用リスク・リターン分析、ベンチマーク比較等のパフォーマンス評価、ポリシーウェイトとのかい離チェック等の運用モニタリング他のサービスを提供
- ・3年後に約800社（基金）へのサービス提供が目標

その後、顧客との契約・スキーム等が確定次第、すみやかに資産統合サービスを提供開始予定

- ・再信託等の方法により、日本マスタートラスト信託銀行へ資産管理を集約化し、管理コストを削減
- ・保管有価証券や余裕資金の効率的な運用により付加的な収益を確保
- ・3年後に50兆円の資産の積み上げが目標（マスタートラスト業務におけるトップシェア確保が目標）
- ・なお、スピード感・効率性の観点から、株主信託銀行の有するインフラの活用も検討（保管・決済業務の株主信託銀行へのアウトソース等）

(2) 有価証券の管理業務

平成13年度下期を目途に生命保険会社の保有有価証券の管理業務の開始を計画

- ・生保と信託の有価証券管理業務のシナジー効果を追求
- ・当面は日本生命が保有する有価証券の管理業務を行なう予定であるが、受託資産規模はスキーム構築とあわせて今後検討

平成13年1月から株主生保の顧客向け確定拠出型年金制度における資産管理機関業務を開始予定

- ・株主生命保険会社の顧客に対しサービス提供

- ・「日本版マスタートラスト」業務同様、株主信託銀行の有するインフラの活用も検討

上記事業展開により、早期に単年度黒字化を目指す。

4. サービスの特長

- (1) 信託と生保という業態の垣根を越え、株主である国内外の有力金融機関5社の経営基盤、人材、ノウハウの融合により、資産管理ビジネスにおけるデファクトスタンダードを作り上げていきます。
- (2) 増大するIT投資負担を株主各社でシェアするとともに、株主各社の顧客基盤をはじめとする幅広い顧客層にアクセスすることで規模の利益を確保し、リーズナブルな価格でのサービス提供を行います。
- (3) 年金受給者に対する年金基金等の受託者責任厳正化の流れに対応し、パフォーマンス評価・運用モニタリング等のサービスを充実させ、新しい時代に相応しい基金運営のお手伝いをします。
- (4) 専任窓口としてのアカウントオフィサーの配置により、責任体制を明確化し、迅速かつ肌目細やかなサービス提供体制を構築します。

以上の取り組みにより、日本マスタートラスト信託銀行は、資産管理におけるお客様のストラテジックパートナーになりたいと願っています。

以上